

●香川県告示第275号

瀬戸内海環境保全特別措置法（昭和48年法律第110号）第5条第1項の規定に基づく特定施設の設置の許可の申請があったので、同条第4項の規定によりその概要を次のとおり告示する。

なお、この特定施設を設置することが環境に及ぼす影響についての調査の結果に基づく事前評価に関する事項を記載した書面を次のとおり縦覧に供する。

令和4年9月26日

香川県知事 池 田 豊 人

1 申請の概要

(1) 申請者の住所及び名称並びに代表者の氏名

香川県坂出市大屋富町1799番地1

堺屋醤油株式会社 代表取締役 三谷 朋幹

(2) 事業場の所在地及び名称

坂出市大屋富町1799番地1

堺屋醤油株式会社

(3) 特定施設に関する事項

設置しようとする特定施設

種	類	ろ過施設	
能	力	5 kL/日 1基	
工 期 等	工事着手予定年月日	既設（令和2年3月1日）	
	工事完成予定年月日	既設	
	使用開始予定年月日	—	
使用時間間隔及び1日当たりの使用時間		8時間連続使用（15日/月）	
排出され る汚水等 の汚染状 態	項 目	通 常	最 大
	全有機炭素 (mg/L)	200	300
排出される汚水等の量 (m ³ /日)		9	12

(4) 汚水等の処理施設に関する事項

種	類	活性汚泥処理			
能	力	88 m ³ /日			
汚水等の処理方式		活性汚泥処理方式			
工 期 等	工事着手予定年月日	既設			
	工事完成予定年月日	既設			
	使用開始予定年月日	既設			
使用時間間隔及び1日当たりの使用時間		24時間連続使用			
処理前及び処 理後の汚水等 の汚染状態	項 目	処 理 前		処 理 後	
		通 常	最 大	通 常	最 大
		200	300	60	160
排出される汚水等の量(m ³ /日)		18	26	18	26

(5) 排出水の汚染状態及び量

区 分		排 水 口 No. 1	
排水 の汚染 状態	項 目	通 常	最 大
	全有機炭素 (mg/L)	60	160
排水の量 (m ³ /日)		19	28

2 縦覧の期間及び場所

(1) 期間

令和4年9月26日から10月17日まで

(2) 場所

香川県環境森林部環境管理課

坂出市生活環境課